

【〇「医療・介護等支援パッケージ」(医療分野)】

令和7年度補正予算案 10,368億円

施策名: 医療・介護等支援パッケージ(医療分野)

① 施策の目的

- 経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。
- また、現下の物価上昇を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等が困難な医療機関に対する支援を実施する。
- さらに、物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りを的確に支援するため、(独)福祉医療機構による優遇融資等を着実に実施する。
- 賃上げを下支えし、人手不足にも対応するため、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入・活用などの生産性向上に率先して取り組む医療機関を支援する。
- 病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取り組みを加速する観点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。
- 出生数減少等の影響を受けている産科施設や小児医療の拠点となる施設への支援も実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

ア 賃上げ・物価上昇に対する支援 【5,341億円(賃上げ1,536億円・物価上昇3,805億円)】

イ 施設整備の促進に対する支援 【462億円】

ウ (独)福祉医療機構による優遇融資等の実施

【804億円(優遇融資を行うための(独)福祉医療機構の財政基盤安定化等・資本性劣後ローンの融資財源】

※ 別途、優遇融資の融資財源は財投要求を行う

エ 医療分野における生産性向上に対する支援 【200億円】

オ 病床数の適正化に対する支援 【3,490億円】

カ 出生数・患者数の減少等を踏まえた産科・小児科への支援【72億円】

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療従事者の賃上げ支援を実施することや物価上昇局面においても医療サービスを円滑に実施するための支援等を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【〇医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名:ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案 5,341億円

医政局医療経営支援課

(内線2640)

医薬局総務課

(内線4264)

① 施策の目的

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

③ 施策の概要

経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

(交付額) 医療従事者の処遇改善支援、診療に必要な経費に係る物価上昇対策の合計
[補助率10/10]

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



- I 医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
- III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療機関や薬局の処遇改善・物価上昇への支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名:ア 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】

〈病院〉

【基礎的支援】

<u>1床あたり</u>	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円（※）

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあっては3を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあっては、それぞれ1施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

<u>1施設あたり</u>	救急車受入件数 1件以上1,000件 未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2億円

※1 三次救急病院にあっては救急車受入件数にかかわらず1億円を加算し、上記のうち1億円未満の加算は適用しない。

※2 別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

〈有床診療所〉

<u>1床 あたり</u>	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

〈医科無床診療所・歯科診療所〉

<u>1施設 あたり</u>	支援額	
	医科無床 診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

〈保険薬局〉

<u>1施設 あたり</u>	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	～5店舗	6～19店舗	20店舗～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

〈訪問看護S T〉

<u>1施設 あたり</u>	支援額
賃金	22.8万円
物価	(介護より)
合計	22.8万円

【〇施設整備の促進に対する支援】

施策名:イ 施設整備促進支援事業

令和7年度補正予算案 462億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
(内線2550)

① 施策の目的

- 現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となっている医療機関に対する支援を行うことにより、地域における地域医療構想を推進するとともに、救急医療・周産期医療体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II			III			
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

いわゆるハード交付金には「地域拠点歯科診療所施設整備事業」も含まれる。

- 医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費及び地域医療介護総合確保基金(I-1)の交付対象となる新築、増改築等を行う医療機関に対して、 m^2 数に応じた建築資材高騰分等の補助を行う。
(概要)整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金等を支給する。
(交付額)(市場価格 - 補助事業単価) × 国負担分相当

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【国が都道府県事業を支援する場合】



- I 医療機関は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関に支給
- III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

足元の経営状況の急変等に直面している医療機関等へ必要な財政支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

【○福祉医療機構による優遇融資等の実施】

施策名:ウ 福祉医療機構による優遇融資への支援

※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案 564億円

医政局医療経営支援課
(内線2672)

① 施策の目的

物価高騰の影響を受けた医療機関等の資金繰りを支援するための無利子・無担保等の優遇融資を行う(独)福祉医療機構の体制を整備する。

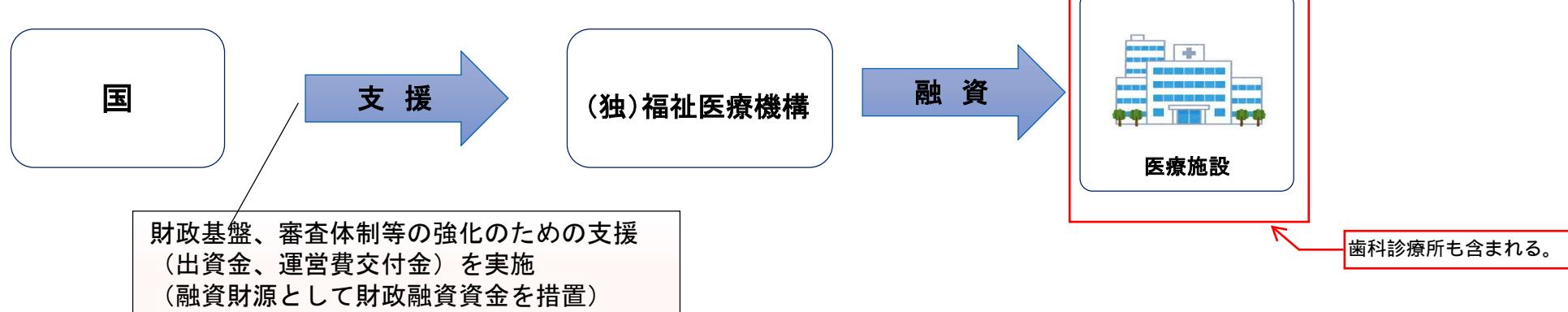
② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

優遇融資を実施する(独)福祉医療機構に対して、速やかな貸付の実行や適切な債権管理を行うための機構の財政基盤及び審査体制等の強化を図るための支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

物価高騰の影響を受けた医療機関等が事業を継続できるよう資金繰り支援を行うことにより、地域の医療サービスの安定的な提供体制を確保する。

【〇生産性向上に対する支援】

施策名: エ 医療分野における生産性向上に対する支援

令和7年度補正予算案 200億円

医政局医療経営支援課
(内線2640)

① 施策の目的

業務効率化・職場環境改善に資する取組を支援し、医療分野の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げる。

② 対策の柱との関係

I	II	III							
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

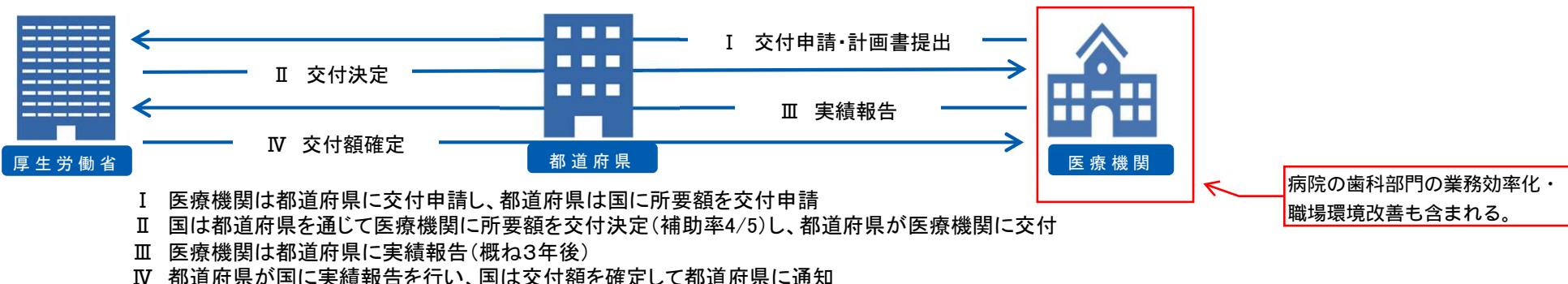
業務効率化・職場環境改善に関する目標値を設定し、進捗管理を行う「業務効率化推進委員会(仮称)」を設置し、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等の取組を行う病院に対して必要経費を支援し、医療分野の生産性向上を図る。

交付額: 1病院あたり1億円(上限)

【生産性向上に資する取組のイメージ】

- ICT機器の導入による業務の効率化
 - ・スマートフォンによるカルテ閲覧・情報共有、インカム、IWB等の導入 ⇒ DX化による情報伝達の効率化
- 取組を行う病院への医療勤務環境改善センターによるサポート体制強化

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

業務効率化・職場環境改善に取り組む病院への財政支援を行うことで、職場内の生産性向上を図り、医療人材の確保・定着に繋げ、地域に必要な医療提供体制を確保する。

① 施策の目的

- 令和6年能登半島地震において、JDAT(日本災害歯科支援チーム)による被災者への歯科医療の提供や口腔管理の支援が行われ、災害時の歯科保健医療の重要性が示された。
- 「骨太方針2025」においても、災害時における「歯科巡回診療」等の推進による医療の継続性確保に取り組む旨が明記され、今後発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震に備え、災害時の歯科保健医療の体制整備は喫緊の課題となっている。
- 一方、歯科巡回診療車での診療は、狭い空間で限られた器材を用いて歯科医療を提供するため、安全に効率的に治療を行うために、必要な知識や技術が求められることから、対応できる歯科専門職を増やすためには人材育成が必要である。
- また、災害時に歯科巡回診療を円滑に実施するためのチームの構築等の体制整備は、居宅や障がい者施設、無歯科医地区等歯科医師が減少している地域等の受診が困難な患者に対して、歯科巡回診療や訪問歯科診療を実施する際にも応用することができる。
- 本事業では、災害時をはじめ、受診困難な状況にある者に対して歯科保健医療提供体制を確保するため、歯科診療器材等の整備を行うとともに、歯科巡回診療車を活用した提供体制の検証等のモデル事業を行う。

③④ 施策の概要、施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 災害時に避難所等において歯科医療や口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な車両及びポータブルユニット(携帯型歯科用ユニット)等の診療に必要な器具・器材の整備を支援。

また、整備した車両や歯科診療器材等については、歯科医師が減少している地域等への歯科巡回診療等にも活用。

<車両(例)>

- ・歯科医療機器等を搬送する移動車
- ・歯科巡回診療車

<歯科診療器材等(例)>

- ・ポータブルユニット
- ・ポータブルレンタル
- ・オートクレーブ
- ・浄水装置
- ・発電機

※ 歯科巡回診療車の整備については、以下の要件を満たすものとし、モデル的に実施。

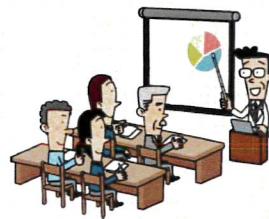
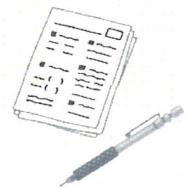
- ・災害時において、JDATとして、他都道府県への支援を行える体制を整備していること
- ・近隣都道府県において、歯科巡回診療車が、原則整備されていないこと
- ・災害医療(歯科保健医療)に関する協議会等において、定期的に災害医療(歯科保健医療)に関する検討を行っていること

- 災害時等の歯科保健医療の提供に必要な知識・技術を習得するため、各地域のチーム養成や災害時等に対応可能な歯科衛生士を養成する研修を支援。
- 無歯科医地区等歯科医師の減少地域など、歯科巡回診療や巡回歯科健診等のニーズの調査・分析、及び提供体制の検討を支援。

【実施主体：都道府県(都道府県において補助対象先を決定)】

② 対策の柱との関係

I	II	III
	○	



(参考:石川県歯科医師会HP)



(ポータブルユニット)

(ポータブルレンタル)

(参考:DENTAPAC KOKOROリーフレット)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 補正予算成立後、速やかに実施要綱等を発出し、都道府県へ交付
- 災害時に備え、円滑に歯科専門職を被災地に派遣できるようにするとともに、災害時の歯科医療提供体制の特性を活かし、全ての都道府県において歯科医療を提供できる体制を整備

施策名：生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業

① 施策の目的

健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨の主体的な取り組みを支援することによって、生涯を通じた歯科健診の推進に早急に対応する。

I	II	III
	○	

② 対策の柱との関係

一般健診等と併せて実施、あるいは特定健診結果やレセプトデータによる歯科受療歴等をもとに選定した対象者に対して実施する、簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨を主体的に行う保険者及び事業主、自治体に対して支援を行う。

③ 施策の概要

- 一般健診等と併せて実施、あるいは特定健診結果やレセプトデータによる歯科受療歴等をもとに選定した対象者に対して実施する、簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨を主体的に行う保険者及び事業主、自治体に対して支援を行う。
- ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等
- 1 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業（職域等）【実施主体：保険者、事業主】
 - 2 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業（自治体）【実施主体：政令市、特別区、市町村等】
- いわゆる一般健診等と併せて、簡易な口腔スクリーニングを実施。
 - 特定健診結果やレセプトデータによる歯科受療歴等をもとに対象者を選定し、簡易な口腔スクリーニングと受診勧奨を実施。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 簡易な口腔スクリーニングを用いた歯科健診と受診勧奨の主体的な取り組みを支援することによって、生涯を通じた歯科健診を推進し、広く国民の歯・口腔の健康の保持・増進を図る。

【補助内容】人件費、検査分析費など